

## 特殊車両通行許可における通行条件の見直し（通達改正）について

### 1. 改正の背景

道路法第47条の2第1項の規定により、道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、同法第47条第1項に規定する最高限度又は同条第3項に規定する限度を超えることとなる車両（以下「特殊車両」という。）の通行について、必要な条件を付した上で許可することができることとされています。特殊車両の通行許可にあたって付す必要な条件のうち、重量C・D条件及び寸法C条件における誘導車の配置について、一定の講習を受講した者が運転する誘導車が誘導する場合は、誘導車の配置台数等を合理化することとします。

（通達改正）

道路の構造の保全や交通の安全の確保に支障がない限りで通行条件を合理化することで、物流業界における人手不足の解消や生産性の向上の後押しに寄与するものと考えています。

### 2. 改正の概要

重量C・D条件及び寸法C条件の「前後に誘導車」の配置条件を、重量C・D条件については「後方に1台」、寸法C条件については「前方に1台」へと改めます。

また、配置の見直しにあたって、誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者（有効な受講修了書を有する者に限る）が運転するものであることを確認できるものに限ることとします。

なお、改正後の規定に基づき通行の許可に付した条件については、改正通達の施行から1年間、なお従前の例によることができるとし、既に改正前の規定に基づき条件を付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けられることができるよう経過措置を設けることとします。

# 特殊車両通行許可限度算定要領について

(昭和五三年一月一日 建設省道交発第九九号、道企発第五七号)

表－1. 2 通行条件の区分

## <改正案>

記号区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	特別な条件を付さない。	特別な条件を付さない。
B	徐行をすることを条件とする。	徐行をすることを条件とする。
C	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。  (交差点の左折又は右折の場合) 以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 対向車等との衝突、接触その他の事故の危険を生じさせない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
D	以下を条件とする。 ① 徐行をすること。 ② 他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。 ③ ②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。 ④ 隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。)。	/

(注) 「徐行」とは、車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

(注) 誘導車は、特殊車両以外の車両で、国土交通省が提供するオンライン教材による講習又はこれに準ずるものとして国土交通省のホームページに掲載された講習を受講した者(有効な受講修了書を有する者に限る)が運転するものであることを確認できるものに限る。

## <現行>

記号区分	内 容	
	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別な条件を付さない。	徐行等の特別な条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車両が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指示する場合は、その条件も附加する。	/

(注) 「進行禁止」とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして同時に橋、高架の道路等の同一径間を渡ることを禁ずる措置をいう。

### 3. 今後のスケジュール (予定)

改正通達発行 令和2年12月

施行 令和3年 3月